

東日本で深刻な漁業被害

～東北地方太平洋沖地震の津波による被害～

3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」が発生し、震源に近い宮城県では過去稀に見る震度7を記録した地域もありました。気象庁によると、そのエネルギーは平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の約1,000倍に達し、観測史上世界4番目の規模の地震で、震源域は岩手県沖から茨城県沖と広範囲に及び、断層が連続的に破壊されたことがわかりました。地震によって発生した津波は、岩手県南部の釜石20km沖合で最大高6.7mと観測され、陸地の斜面をさかのぼった津波の高さは、岩手県宮古市の田老地区で37.9mにまで達しました。

この度の地震・津波及びこれに伴う原子力発電所の事故による「東日本大震災」は、2.7万人を超える死者・行方不明者、15万人もの避難者、建築物の全半壊約6万戸、多数の漁港・道路等のインフラ損壊など、その被害の深刻さは筆舌に尽くしがたいものがあります。

また、全国的に津波による漁業被害が報告されておりますが、特に岩手県、宮城県、福島県では、養殖中の魚介類と養殖施設、漁船の損壊・流失など壊滅的な被害となりました。この状況から漁業をいかに早く復興させるのかについて、既に関係者間で協議が始まっています。

この漁業被害による共済金は、これまでにない大きな金額になると見込まれます。漁業共済団体では、被害状況の把握等ができたものから早期支払をすべく全力で取り組んでおりますが、未だ調査も難しい地区もあり、4月に共済金の支払いを実施したのは、岩手県のはえ縄式養殖施設の一部で9億円、福島県の特定のり養殖で2億円となっております。他の被害につきましても一刻も早く共済金をお支払いし、漁業復興に役立てていただけるよう被害状況の把握に最大限の努力をしております。

今回のような大災害が起きた時の備えとして、一人でも多くの漁業者に「ぎよさい」に加入していただくとともに、すでに契約されている漁業者には契約割合を高めていただくなど、大きな補償内容での加入推進を図ることが急務であると痛感しています。

本年4月から始まりました資源管理・漁業所得補償対策では、資源管理に取り組む漁業者を対象に、共済掛金の追加補助による掛金負担の軽減と、積立ぶらすの大幅な要件緩和及び補助割合の拡大が行われ、これまで以上に利用しやすい制度となっております。

行政庁及び漁協系統など関係各位とより一層連携し、加入促進を行ってまいりますので、更なるご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、「東日本大震災」に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

